

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則及び
中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行
規則の一部を改正する規則について

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響等を踏まえて、令和3年における夏季休
暇に係る夏季の期間の特例を設ける必要がある。

2 改正内容

令和3年における夏季休暇に係る夏季の期間の特例として、その終期を10月31
日とする。

3 新旧対照表

【第1条関係】

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

改正案	現行
第1条～第34条 (略) 附 則 第1条～第7条 (略) <u>(令和3年における夏季休暇に係る夏季の期間の 特例)</u> 第8条 令和3年における夏季休暇に係る第27条 第1項の規定の適用については、同項中「9月3 0日」とあるのは、「10月31日」とする。 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第11号 (略)	第1条～第34条 (略) 附 則 第1条～第7条 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第11号 (略)

【第2条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

改正案	現行
第1条～第41条 (略) 附 則 1・2 (略) <u>(令和3年における夏季休暇に係る夏季の期間の 特例)</u> 3 令和3年における夏季休暇に係る第28条第1 項の規定の適用については、同項中「9月30日」 とあるのは、「10月31日」とする。 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第14号 (略)	第1条～第41条 (略) 附 則 1・2 (略) 別表第1～別表第4 (略) 別記様式第1号～別記様式第14号 (略)

4 施行期日

公布の日